

平成25年第1回竹原市議会臨時会会議録

平成25年1月28日開会

(平成25年1月28日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 4 議案第 2 号 竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 5 議案第 3 号 竹原市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 発議第25－1号 竹原市議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 発議第25－2号 竹原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正
する条例案
- 日程第 8 発議第25－3号 竹原市議会会議規則の一部を改正する規則案

午前10時00分 開会

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回竹原市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

議長（稲田雅士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において脇本茂紀君、高重洋介君を指名いたします。

日程第2

議長（稲田雅士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3

議長（稲田雅士君） 日程第3、議案第1号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第1号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市教育委員会委員のうち大森隆司委員が平成25年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として浅野稔氏を任命いたしたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるもので

あります。

浅野氏は、昭和59年に金沢医科大学を卒業後、広島大学第二内科を初め、北九州市や三原市の医療機関に勤務された後、平成7年より地元竹原市にて、医療法人社団浅野内科医院に勤務されております。

また、本業の傍ら竹原市の学校医や、竹原市介護認定審査会委員を初め、各種委員を務められております。

人格高潔にて学校医として児童の健康について深い識見を有されており、教育委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第4

議長（稲田雅士君） 日程第4、議案第2号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第2号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市公平委員会委員のうち大谷和江委員が平成25年1月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員として田中豊年氏を選任いたしたいと考え、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公平委員会は3名の委員により構成され、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置をとることなどを主な任務としております。

田中氏は、昭和45年に広島中央郵便局に入局され、平成20年に退職されるまでの間、呉郵便局を初め、主に県内の郵便局で総務課長を歴任され、郵便事業株式会社では広支店支店長を務められました。人事、行政等に深い識見を有されており、公平委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第5

議長（稲田雅士君） 日程第5、議案第3号竹原市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第3号竹原市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案

について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部が改正され、政務調査費の名称が政務活動費に改められたことに伴い、条例にある「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（稲田雅士君） 日程第6、発議第25-1号竹原市議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 本案は、議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第 7

議長（稲田雅士君） 日程第 7、発議第 25－2 号竹原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

13 番（脇本茂紀君） 発議第 25－2 号竹原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部が改正され、政務調査費の名称が政務活動費に改められ、その用途が拡大されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行うものであります。

改正の内容は、第 1 に政務調査費の名称を政務活動費に改める。第 2 に、政務活動費の交付目的が従来の調査研究に加え、その他の活動まで拡充する。第 3 に、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例にて規定する。第 4 に、政務活動費の用途の透明性の確保に努めるため、収支報告書について必要に応じて調査を行う等の議長の訓示規定を追加するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。11 番。

11 番（松本 進君） 私は、発議第 25－2 号竹原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案に反対する立場から討論に参加したいと思います。

この条例案、政務調査費の用途を拡大する地方自治法の改正が第 180 回通常国会において昨年 8 月 29 日に賛成多数で可決、成立をしております。同年 9 月 5 日に公布されて、この部分、政務調査費等にかかわる施行日は政令で 2013 年 3 月 1 日というふうにされております。

そこで、この政務調査費の用途拡大、あるいはどこに使うのかという経費の範囲ということについて総務大臣の通達があります。平成 24 年 9 月 5 日付で総務大臣の通達があり

ます。ここをちょっと紹介したいんですけども、政務活動費について、(2)に「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとされたこと。」、それに続いて、「本改正の趣旨を踏まえ、政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定める際には住民の理解が十分得られるよう配慮する」こと。もちろんこの使途の適正な確保や透明性を高める、そういった運用を指摘しております。私が言いたいのは、この使途の経費の範囲、これを定める際には、大臣通達でもわざわざ住民の理解が十分得られるように配慮するということが、繰り返しになりますけれども、わざわざ指摘をされております。

それで、条例案の第5条の関係の使途基準、経費の範囲ということが別表で定められておりまして、10項目定められておりますけれども、ここで紹介したいのは、こういった決め方が要するに国の標準的な基準をそのままこの中に明記されておるために、率直に言って、竹原市の実態に合っていないということは明らかだというふうに私は考えております。

その1つの例を紹介しますと、別表5の関係で7項目めに人件費というのがありますけれども、ここには「会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」、人件費とかですね、それとか、次の8項目めに事務所費等がありますけれども、ここには「必要な事務所の設置、管理に要する経費」という事務所費等がありますけれども、これは国の基準ということが、それがストレートにここに明記されているために、率直に言って竹原市の実態には誰が考えても全く合っていないということは指摘しておきたいというふうに思います。

それで、大臣通達の方に、もう繰り返しになるかも知れませんが、わざわざ住民の理解を十分得られるように配慮しなさいよということを書いてあることは我々議員として十分踏まえる必要がある。

それから、2点目には、今、国民所得の低下、景気の低迷、こういった大変厳しい状況があるし、竹原市民、有権者はこういった政務調査費、あるいは政務活動費に対する使い道について厳しい批判の目、見方を持っていると私は考えております。

よくこういった問題について、税金の使い道について、政務調査費の使途について住民監査請求とか訴訟などが他市の例でも多発しているということは御存じだというふうに思います。ですから、こういった政務調査費への批判や市民の暮らしの厳しさ、こういった現実の中では、住民に開かれた議論、住民の納得いくような議論を経て、議会活動にはこ

れだけのお金が要りますよということを市民に十分理解していただく、そういった市民の声をいい悪いを含めてですね、お金はどういったところに使ったらいいのか、お金はこれで適切なのかどうかということ踏まえて、十分市民の意見を聞く場を設けるべきだと。そうしないと、この議会にかかわる、我々議会が一方的に決めて用途の拡大をするということは到底やっぱり市民の理解を得ることはできない。先ほど厳しい暮らしの状況、そういった状況を考えれば、特に住民に理解を得る、そういった場を設けるべきだということ私を繰り返して指摘して、今回の条例案には反対をしたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（稲田雅士君） 日程第8、発議第25－3号竹原市議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 本案は、議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成25

年第1回竹原市議会臨時会を閉会いたします。本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員